

# 平成 3 0 年 6 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 6 月 26 日 (火)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 80 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 30 年 6 月 26 日 (火)  
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 30 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地  
豊橋市役所 東 80 会議室

### 3 議事及び報告

#### (1) 議案

議案第 16 号 平成 31 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について

議案第 21 号 農用地利用集積計画について

議案第 22 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について

議案第 23 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 24 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 25 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について

#### (2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 5 号 現況証明について

報告第 6 号 農地基本台帳の登載について

### 4 その他

#### (1) 連絡事項

## 5 出席委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 井川 和英  | 2 番 池田 和浩  | 3 番 石黒あゆみ  |
| 4 番 石橋 正通  | 5 番 伊藤 英二  | 6 番 今泉 武男  |
| 7 番 神谷 明男  | 8 番 木下 忠久  | 9 番 —      |
| 10 番 小林 尚美 | 11 番 近藤 好幸 | 12 番 佐藤 辰己 |
| 13 番 白井 隆好 | 14 番 鈴木 延安 | 15 番 高部 宏生 |
| 16 番 内藤 喜章 | 17 番 中島 博文 | 18 番 日向 勉  |
| 19 番 福井 直子 | 20 番 松井 一郎 | 21 番 水野 敏久 |
| 22 番 —     | 23 番 村松 史子 | 24 番 渡辺 政明 |

## 6 欠席委員 清原さと子、村田恵理子

## 7 職務のため出席した者

### 事務局

事務局長 鈴木孝昌  
 主幹 及部祥宏  
 主任主事 大和田拓  
 主事 菊池亮輔  
 主事 小口博之

### 農業企画課

専門員 福井恒夫  
 主事 長谷川貴紀  
 主事 森本裕之

## 8 議事の経過

### 事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 6 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

### 議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議席番号 9 番清原さと子委員、同 22 番村田恵理子委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

なお、出席委員は、24 名中 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会

は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号2番池田和浩委員、同3番石黒あゆみ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、その後の15日の全員現地調査及び19日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

本日は、議案の他に、議案第17号農地法第3条許可申請の番号5番から9番同時申請の新規就農の案件について、19日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更取下げ等はございませんが、5ページの番号8番の従業員駐車場の件ですが、申請地に中部電力株式会社の地役権が設定されていますが、備考欄への掲載が抜けておりました。申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第16号「平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第16号 資料1-1及び資料1-2 をご覧ください。

議案第 16 号は、「平成 31 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」でございます。

7 月 6 日(金)の市長への意見書提出を控え、4 月から 6 月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりました。、去る 6 月 15 日の農政対策協議会にて最終案としてご承認を頂きました。

その後、より具体的に伝わりやすいよう、語句等の整理、農政対策協議会の役員とご相談させていただき、言い回し等見直し・内容の追加を行いました。農政対策協議会委員の方には、事前に変更後の意見書(案)を送らせて頂きました。

変更後の意見書を本日の総会に上程させて頂きました。

資料 1-1 は、「豊橋市長」に提出する意見書でございます。

前文に引き続き、4 項目について意見書をまとめました。

内容については、資料 1-1 をご覧ください。

次に、資料 1-2 は「愛知県知事」に提出する意見書でございます。

こちら市長あてと同じ前文に引継ぎ 2 項目について意見書をまとめました。

議 長

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは、豊橋市長あての意見書は 7 月 6 日(金)に提出していくことにいたします。

また、愛知県知事あての意見書は、今後事務局が日程を調整して提出していくこととします。

今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農業委員会役員と事務

委員全員  
議長

局とで調整をさせていただくということで如何でしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。

意見書の提出は、7月6日（金）の午前11時からですので、農政対策協議会の委員は、午前10時30分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、クールビズの期間中ということで、ノーネクタイ等の軽装をお願いします。

当日は、井川会長職務代理者の司会進行により、始めに福井委員が前文を朗読し、水野会長職務代理者が全体の概要を説明します。

その後、それぞれの項目について、担当委員に説明して頂きます。

説明終了後に懇談に入ります。

全体で45分の予定となりますので、説明はできる限り簡潔をお願いします。

続きまして、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第17号、1ページ及び2ページをお願いします。

まず、番号1番から4番までの4件について説明します。

取得目的について、すべて経営規模拡大です。

権利の種類について、すべて所有権の移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号1番、2番は申請者が70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。従事者については、すべて2名以上の農作業従事者がいます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は

耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも、申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号5番から9番同時申請の新規就農の案件について説明します。権利の種類は、5番が賃借権の設定、6番から9番が所有権の移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、農地の権利の取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請者の農作業歴は3年で、農機具については、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台及びその他営農に必要な機械を確保しております。従事者は、申請者の1名ではありますが繁忙期には後継者である長男が農作業を手伝う予定です。また、申請者が70歳以上の高齢者ではありますが高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。さらに、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地が耕作できる状態です。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、権利の設定後において常時従事するかどうかについては、申請者が250日従事する予定です。

第5号、権利の設定後に下限面積の50aに達するかどうかについては、許可されると6,332㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。

続きまして、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第18号、3ページをお願いします。

転用目的については、番号1番が農業用倉庫等、番号2番が農家用住宅等です。

農地種別については、番号2番は1種農地と判断されますが、許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは、番号1番ですが、農業用施設に該当します。

資力については、全案件ともに自己資金です。

信用性については、番号1番は、始末書が添付されています。番号2番については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、番号1番は、すでに完了しております。番号2番については、平成30年8月1日に着工し、平成31年1月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、全案件とも、建築物

建設のため都市計画法上の申請がされています。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番は申請外宅地等が278.72㎡、番号2番は申請外宅地等が606.11㎡あります。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全案件とも、隣接地が申請地所有者と同一である旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第19号、4ページから6ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番から3番、5番、7番、8番、10番、12番から16番です。賃借権の設定は、番号4番、11番です。使用貸借による権利の設定は、番号6番、9番です。

転用目的については、番号1番、6番が分家住宅、番号2番が

車両置場等、番号3番、4番、7番、10番、14番が太陽光発電設備、番号8番、12番が駐車場、番号5番、9番、11番、16番が資材置場等、番号13番が工場等、番号15番が流通業務施設です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号8番、15番です。2種農地と判断されるのは、番号3番、4番、9番、12番、13番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、2番、5番から7番、10番、11番、14番、16番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金及び借入金は、番号10番、15番です。自己資金のみは、番号2番、5番、7番から9番、11番、12番、14番、16番です。借入金のみは、番号1番、3番、4番、6番、13番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、番号8番、15番は地役権者の中部電力株式会社の同意書が添付されています。その他の案件は、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年7月21日から平成30年9月1日までに着工し、平成30年8月2日から平成31年1月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、6番、13番、15番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外雑種地が217㎡、番号4番は申請外山林が147㎡、番号12番が申請外宅地1, 151.82㎡、番号16番が申請外雑種地2, 624㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、4番、6番、8番、10番、11番、14番、15番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、3番、5番、7番、9番、12番、13番です。番号16番について

は、隣地の承諾が得られないため、理由書が添付されております。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番、12番及び16番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第20号「農地法第5条第4項の規定による協議について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第20号、7ページをお願いします。

転用目的については、駐車場です。

農地種別については、1種農地と判断されますが、許可要件である集落接続に該当します。

資力については、自己資金です。

信用性については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年7月20日に着工し、平成30年9月25日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>農地以外の土地の利用見込みについては、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、協議書及び事業計画書等により、妥当と判断されます。</p> <p>宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありません。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である旨の記載があります。</p> <p>一時転用については、該当ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長  | <p>内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。</p>                                                                                                                                                                              |
| 委 員  | <p>「進 行」</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長  | <p>進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>本案については、「可」する意見を付して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。</p>                                                                                                                                 |
| 委員全員 | <p>「異議なし」</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案はさよう決しました。</p> <p>続きまして、議案第 21 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。</p> <p>内容については、事務局に説明を求めます。</p>                                                                                             |
| 事務局  | <p>はい、議長。</p> <p>議案第 21 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。</p> <p>農地流動化の申出があったもののうち、5 月 29 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。</p>     |

今回の案件につきましては、5 件 5 筆 8,368 m<sup>2</sup>でございます。  
これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、  
さる 6 月 19 日の農地審査会において、水野敏久会長職務代理者、  
佐藤辰己委員、高部宏生委員、清原さと子委員に審査をお願いし、  
「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件  
である

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するもの  
であること。

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件で  
ある。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的  
に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認  
められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質  
疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決  
して異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 22 号「農業振興地域整備計画のうち農用  
地利用計画変更について」を議題といたします。

農用地区域からの除外及びそのことについての、地域の農業  
振興に関する地方公共団体の計画について。

農用地区域からの除外番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上  
程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

|             |  |                                                                                                                                   |
|-------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |  | 10 ページの議案第 22 号について説明させていただきます。                                                                                                   |
|             |  | 豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 6 件・面積 2,338 m <sup>2</sup> です。                                                           |
|             |  | 今回の案件につきましては、5 月 16 日（水）の書類説明会において農業委員の方々にご説明し、5 月 22 日（火）の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて、了承を得ております。                            |
|             |  | 除外案件の目的としましては、分家住宅が 1 番・2 番・5 番の 3 件、運動場・駐車場が 3 番の 1 件、駐車場が 4 番の 1 件の計 5 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。 |
|             |  | 以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 2 項 及び 第 4 条の 4（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第 1 項 第 27 号に基づき、ご審議をお願いするものです。       |
| 議 長         |  | ご審議の程、よろしくお願い致します。                                                                                                                |
|             |  | 内容については、ただいまの説明のとおりです。                                                                                                            |
|             |  | それでは質疑に入ります。                                                                                                                      |
| 委 員<br>議 長  |  | 質疑、意見のある方は、発言願います。                                                                                                                |
|             |  | 「進 行」                                                                                                                             |
|             |  | 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。                                                                                              |
| 委員全員<br>議 長 |  | これより採決に入ります。                                                                                                                      |
|             |  | 本案の除外についての、農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して、異議ございませんか。                                                                            |
|             |  | 「異議なし」                                                                                                                            |
| 事務局         |  | 異議なしと認めます。                                                                                                                        |
|             |  | よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。                                                                                                     |
|             |  | 続きまして、議案第 23 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。                                                                                   |
|             |  | 番号 1 番の 1 件を上程いたします。                                                                                                              |
|             |  | 内容については、事務局に説明を求めます。                                                                                                              |
|             |  | はい、議長。説明させていただきます。                                                                                                                |
|             |  | 議案第 23 号 11 ページをご覧ください。                                                                                                           |
|             |  | 議案第 23 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。                                                                                                   |

番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 7 筆は水稻の栽培、2 筆はナス等の野菜の栽培、2 筆は保全管理です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は 1 筆ありました。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 24 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 24 号 12 ページをご覧ください。

議案第 24 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稻の栽培、3 筆はキャベツの栽培、3 筆は保全管理です。

番号 2 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 10 筆は水稻の栽培、3 筆はサトイモ等の野菜の栽培、17 筆は保全管理です。

番号 3 番は、果樹による経営です。特例農地の 2 筆はみかんの栽培です。

番号4番は、施設園芸による経営です。特例農地の5筆はハウスによる食用花の栽培です。

番号5番は、畑作による経営です。特例農地の7筆はキャベツの栽培です。

この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番に3筆、番号3番及び4番の特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第25号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から10番の10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第25号13ページ及び14ページをご覧ください。

議案第25号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆はいもの栽培、1筆はブドウの栽培です。

番号2番は、水稻及び施設園芸による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培、3筆はハウスにおける大葉の栽培です。

番号3番は、畑作による経営です。特例農地の1筆は保全管理です。

番号4番は、畑作による経営です。特例農地の1筆は保全管理です。

番号5番は、畑作による経営です。特例農地の5筆は保全管理です。

番号6番は、水稻及び畑作及による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培、1筆はキャベツの栽培、4筆は保全管理です。

番号7番は、水稻及び畑作及による経営です。特例農地の9筆は水稻の栽培、1筆は苗場と農業用倉庫、1筆にはキャベツと農業用倉庫が建築されていました。

番号8番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培、1筆はキャベツの栽培です。

番号9番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はキャベツの栽培です。

番号10番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はキャベツの栽培です。

この10件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、農地であることを確認していただきました。ただし、番号7番の2筆には、農地の一部に農業用の倉庫がありました。

なお、この農業用倉庫は、20年前の納税猶予を受けた時点では、畑として利用されていましたが、その後に農地の一部に農業用倉庫を建てて現在に至ります。税務署にはその旨報告となりますが、それによって納税猶予に係る期限の確定の対象となる転用にはあたりません。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番の特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

委員全員  
議長

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 15 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 40 番までの 40 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件、及び 21 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 48 番までの 48 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 28 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 29 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、6 月 19 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、すべて宅地課税となっています。

次に 30 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、登記簿地目が農地以外の土地について、農地として利用している旨の申出があり、記載の委員の皆さんに確認をしていただきました結果、現況が農地であると確認されましたので、6 月 4 日付けで農地基本台帳

に登載しました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる  
議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行  
運営委員会議を開催いたします。 （午前10時18分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 （午前10時20分再開）

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時30分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 6 月 26 日

議 長  
(会 長)

議事録署名者  
( 2 番 池田 和浩 委員)

議事録署名者  
( 3 番 石黒 あゆみ 委員)